

○平成二年郵政省告示第二百七十三号（認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件）

改正後	改正前
<p>一 従事者規則第七条の規定による免除を受けることができる者は、同規則第十三条の規定による認定を受けた学校等（以下「認定学校等」という。）を卒業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了）し、かつ、当該認定学校等の認定に係る教育課程を修了した者に限るものとする。</p> <p>二 「略」</p>	<p>一 従事者規則第七条の規定による免除を受けることができる者は、同規則第十三条の規定による認定を受けた学校等（以下「認定学校等」という。）を卒業し、かつ、当該認定学校等の認定に係る教育課程を修了した者に限るものとする。</p> <p>二 「同上」</p>

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○平成二年郵政省告示第二百七十九号（学校等の認定基準を定める件）

改正後

一 従事者規則第七条の規定による認定を受けることができる学校等は、無線工学の基礎、電気通信術又は英語の試験が免除される無線従事者の資格に応じ、次の各号のとおりとする。

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校であつて、電気通信に関する課程を設置するものについては、次の表のとおりとする。

資格	学校の区別
(略)	(略)
第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士	短期大学（専門職大学の前期課程を含む。） 高等専門学校
(略)	(略)

〔2〕5 略

〔二〕四 略

五 学校等の教員の資格及び数は、次の各号に適合すること。

1 教員の資格及び数は、大学設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準又は高等専門学校設置基準によること。この場合において、基礎専門教育科目、外国語（英語）（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を対象とする場合に限る。以下本項において同じ。）及び電気通信術（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を対象とする場合に限る。以下本項において同じ。）の教員数については、次によるものとする。

(一) 専門職大学設置基準、短期大学設置基準、専門職短期大学設置基準又は高等専門学校設置基準による専門科目の専任教員のうち半数は、別表第一号及び別表第二号に掲げる基礎専門教育科目、外国語

改正前

一 〔同上〕

1 〔同上〕

資格	学校の区別
(同上)	(同上)
第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士	短期大学 高等専門学校
(同上)	(同上)

〔2〕5 同上

〔二〕四 同上

五 学校等の教員の資格及び数は、次の各号に適合すること。

1 教員の資格及び数は、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準又は高等専門学校設置基準によること。この場合において、基礎専門教育科目、外国語（英語）（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を対象とする場合に限る。以下本項において同じ。）及び電気通信術（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を対象とする場合に限る。以下本項において同じ。）の教員数については、次によるものとする。

(一) 短期大学設置基準又は高等専門学校設置基準による専門科目の専任教員のうち半数は、別表第一号及び別表第二号に掲げる基礎専門教育科目、外国語（英語）及び電気通信術を担当するものであるこ

(英語)及び電気通信術を担当するものであること。ただし、この教員中には、教授又は准教授を含まなければならないものとする。  
〔二〕(六) 略  
2 「略」  
〔六・七 略〕

と。ただし、この教員中には、教授又は准教授を含まなければならないものとする。  
〔二〕(六) 同上  
2 「同上」  
〔六・七 略〕

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。